

## 瑞穂町議会議長交際費支出基準

〔平成 19 年 10 月 1 日〕  
〔議会訓令第 1 号〕

### (目的)

第 1 条 この基準は、議会の円滑な運営に資するため、瑞穂町議会議長等が議会を代表して行う関係機関等との協議、懇談及び儀礼に対する交際費（以下「議長交際費」という。）の支出基準を定めることにより、適正な事務執行を図ることを目的とする。

### (議長交際費の支出範囲等)

第 2 条 議長交際費は、議会と直接かつ密接に関係のある場合であって、社会通念上妥当であると判断される範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を原則として支出するものとする。

- ( 1 ) 諸行事、催物、総会等に対する祝金 1 万円以内
- ( 2 ) 負担金又は分担金 会費相当額
- ( 3 ) 病氣見舞金 1 万円
- ( 4 ) せん別 議長がその都度定める額
- ( 5 ) 弔慰金（弔慰金及び供花料を含む。以下同じ。） 瑞穂町議会弔慰基準（平成 19 年議会訓令第 2 号）に定める額
- ( 6 ) 前号に該当しない次に掲げる場合の弔慰金 議長がその都度定める額
  - ア 現職の国会議員又は都議会議員及び議会と協力関係にある地方公共団体の特別職等のとき。
  - イ アの者と同等の弔慰を表す必要があると議長が認めるとき。
- ( 7 ) 前各号に定めのない交際費 議長がその都度定める額

### 附 則

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。